

**企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」**

企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（改正 2019 年 7 月 4 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準適用指針第 14 号</b>  <b>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2007年（平成19年） 3月14日            改正2008年（平成20年） 12月26日            改正2009年（平成21年） 3月27日            改正2010年（平成22年） 6月30日            改正2011年（平成23年） 3月25日            改正2012年（平成24年） 6月29日            改正2014年（平成26年） 5月16日                      改正2019年 7月 4日  <u>最終改正2020年 3月31日</u>            企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第 14 号</b>  <b>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2007年（平成19年） 3月14日            改正2008年（平成20年） 12月26日            改正2009年（平成21年） 3月27日            改正2010年（平成22年） 6月30日            改正2011年（平成23年） 3月25日            改正2012年（平成24年） 6月29日            改正2014年（平成26年） 5月16日                      <u>最終改正2019年 7月 4日</u>                      企業会計基準委員会</p>

改正後	改正前
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>重要な会計方針の変更</b></p> <p>33. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更が行われた場合、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の変更の理由に代えて、会計基準等の名称を記載する。経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合には、その旨及び当該経過的な取扱いの概要を、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の内容に含めて記載する。</p> <p>また、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の影響額とは、新たな会計方針の遡及適用により影響を受ける前年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更で経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合並びに遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合（企業会計基準第 24 号「<u>会計方針の開示</u>、<u>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u>」第 9 項(1)又は(2))で、前年度の四半期財務諸表について遡及適用を行っていないと</p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>重要な会計方針の変更</b></p> <p>33. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更が行われた場合、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の変更の理由に代えて、会計基準等の名称を記載する。経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合には、その旨及び当該経過的な取扱いの概要を、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の内容に含めて記載する。</p> <p>また、会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1)の影響額とは、新たな会計方針の遡及適用により影響を受ける前年度の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更で経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合並びに遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合（企業会計基準第 24 号「<u>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u>」第 9 項(1)又は(2))で、前年度の四半期財務諸表について遡及適用を行っていないときには、新た</p>

改正後	改正前
<p>きには、新たな会計方針の適用により影響を受ける、前年度又は当年度（前年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用している場合には前年度のみ）の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。当年度の影響額を適時に正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。</p>	<p>な会計方針の適用により影響を受ける、前年度又は当年度（前年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用している場合には前年度のみ）の期首からの累計期間に係る税金等調整前四半期純損益又は税引前四半期純損益、その他の重要な項目への影響額をいうものとする。当年度の影響額を適時に正確に算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額を記載することができる。</p>
<p><b>収益の分解情報に関する事項</b>  <u>（収益の分解情報に関する事項の開示対象期間）</u>  50-2. <u>収益の分解情報に関する事項の開示対象期間は、期首からの累計期間とする。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>適用時期等</b>  <u>（2020 年改正適用指針）</u>  81-10. <u>2020 年改正の本適用指針（以下「2020 年改正適用指針」という。）第 50-2 項の定めについての適用時期は、2020 年改正の会計基準と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期等</b>  （新 設）</p>

改正後	改正前
<p><b>議 決</b></p> <p><u>82-9. 2020 年改正適用指針は、第 428 回企業会計基準委員会に出席した委員 14 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>(新 設)</p>

以 上